

# 子どもの笑顔を守りたい

児童虐待の早期発見・早期対応のために  
学校は何をすべきか

- 1 児童虐待防止の心構え
- 2 児童虐待の定義と捉え
- 3 児童虐待の発見と対応
- 4 保護者への対応

参考 本年2月以降の関係通知

各学校及び各市町村教育委員会におかれては、児童虐待防止対策の推進について、千葉県野田市の事案を踏まえ、子どもの安全を最優先した対応にご尽力いただいています。

本資料は、児童虐待防止対策について、市町村教育委員会の皆様、各学校の管理職の皆様、各校の先生方（常勤・非常勤・支援員等のすべての職員の皆様）に最低限ご確認いただきたいことをまとめたものです。

新年度に入ったことを受け、子どもたちの笑顔を守るために、私たち教職員が果たすべき役割について、再度、皆様お一人お一人にご確認いただき、学校として児童虐待防止対策により細やかに取り組んでいただくことをお願いします。

平成31年4月  
岐阜県教育委員会

※本資料は、児童虐待防止の手引き「子どもの笑顔を守りたい」（平成25年5月岐阜県教育委員会）と本年2月以降の関係通知を基に作成しています。

## 1 児童虐待防止の心構え（児童虐待の防止等に関する法律）

私たち教職員には、次のような義務があります。子どもたちの命を守るために、このことを正しく認識し、躊躇なく行動する覚悟をもちましょう。

○「教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」

### ○児童虐待の通告義務

- ・学校等において、児童虐待を受けたと思われる児童生徒等を見つけた場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。
- ・守秘義務（地方公務員法上の規定）は児童虐待の通告をする義務を妨げない。

### ○確証がなくても生じる通告義務

- ・事実が明らかでなくとも児童虐待が疑われる場合は、通告義務が生じる。
- ・通告が結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的に想定されない。

## 2 児童虐待の定義と捉え（児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいいます。

また、これらのタイプが重複している場合もあります。

### ○身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

### ○性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

### ○ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

### ○心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 3 児童虐待の発見と対応

#### (1) 児童虐待防止に関する対応フロー図

##### ○小・中学校用(p3) ○高・特用(p4)

- 虐待を発見した場合は速やかに通告を！
- 虐待の疑いがある場合には、確証なくても早期対応の観点から連絡・相談、通告を！
- 虐待の疑いを感じたら、時系列で5W1Hを明確にした記録を！
- 学校管理職及び市町村教育委員会は、関係機関との連携が円滑に図られるよう、相互の対応体制について、予め確認を！

#### (2) 虐待リスクのチェックリスト(p5)

- 平成30年7月に厚生労働省から出されたものです。同様のチェックリストは他にも複数存在します。虐待の「疑い」を発見するきっかけとして活用しましょう。
- 児童虐待の早期発見には、子どもの様子のみならず、保護者の様子、家族・家庭の様子からも観察を行うことが大切です。

#### (3) 子ども相談センターへの通告判断基準(p6)

- 平成31年3月に岐阜県子ども家庭課から出されたものです。学校等において児童生徒の虐待の疑いを把握した場合は、上記(1)の「児童虐待対応フロー図」に従って直ちに子ども相談センターへ通告してください。

#### (4) 相談体制等の活用

児童虐待の早期発見には日ごろからの細やかな対応が必要です。現在、次の事業が実施されています。ご活用ください。

##### ○スクールカウンセラー活用事業

- ・各中学校区に配置。今年度から各小学校を拡充。

##### ○電話による教育相談業務

- ・「子供SOS24」 0120-0-78310
- ・「教育相談ほほえみダイヤル」 0120-745-070
- ・岐阜県教育委員会 学校安全課 教育相談係  
058-271-3328

##### ○SNSを活用した相談事業

- ・8月19日(月)～9月8日(日) 17:00～21:00の予定

##### ○スクールソーシャルワーカー活用事業

- ・子どもの家庭環境による問題を把握し、関係機関との連携を支援。

##### ○スペシャリストサポート事業

- ・学校だけでは対応が困難であることが予想される事案に対応。

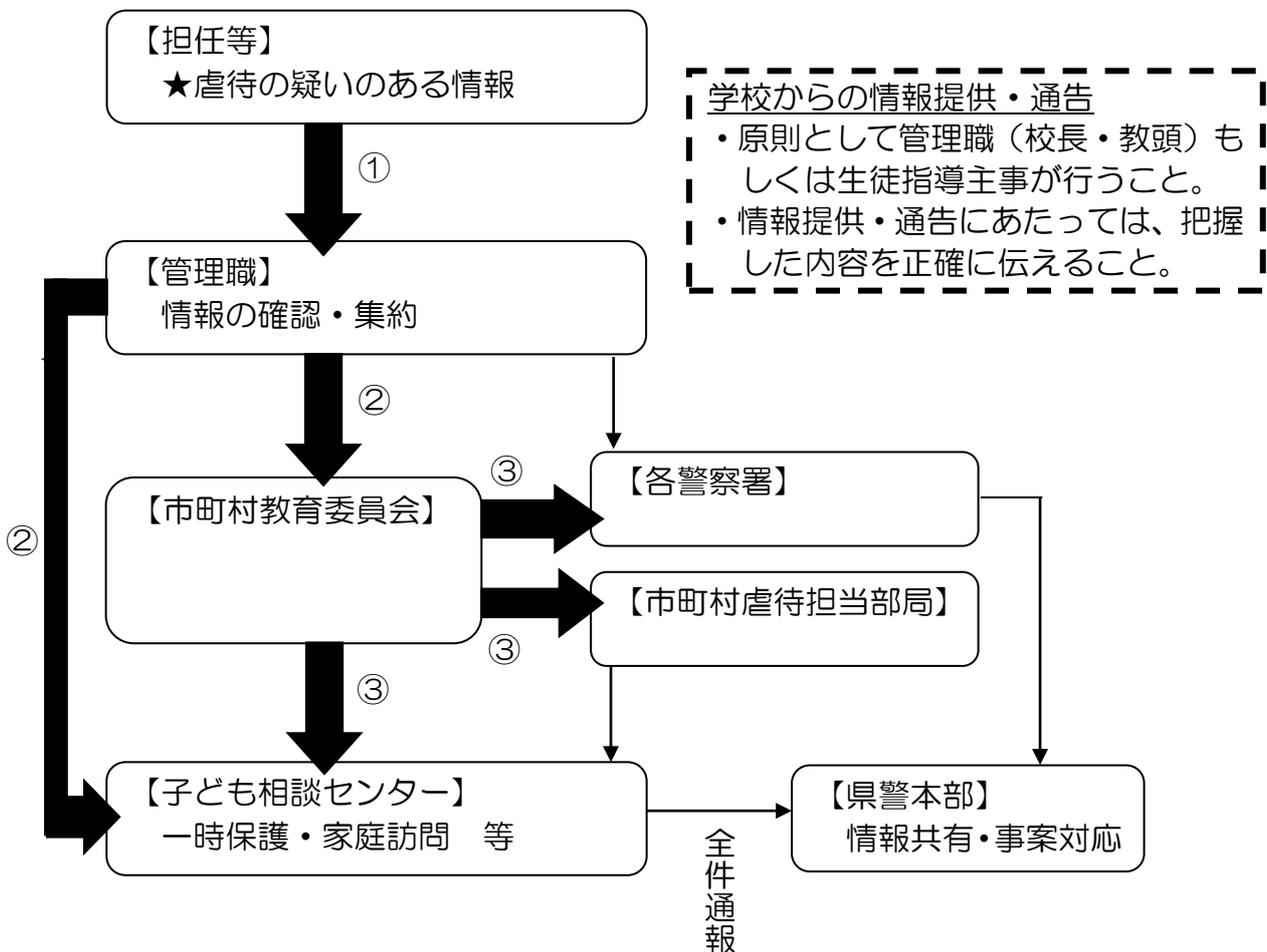
##### ○県立学校における弁護士相談事業

### 3 児童虐待の発見と対応

#### ■児童虐待対応フロー図（小・中学校用）■

○虐待の疑いがある場合には次のように対応する。

- ① 学校の職員等が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、直ちに管理職（校長・教頭）へ報告
- ② 管理職は、市町村教育委員会に把握した事実を報告  
 ※不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待について証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村教育委員会だけでなく直ちに子ども相談センターに通告する。
- ③ 市町村教育委員会は市町村虐待担当部局、各警察署、子ども相談センターに情報提供又は通告



○市町村教育委員会及び学校における情報の取扱いについて

児童虐待の疑いがある事案において、保護者から情報提供の依頼があった場合には、児童生徒からの虐待の申し出等にかかる**情報**（アンケート・相談記録等）を**保護者に提供しない**こととし、子ども相談センターと連携しながら慎重に対応すること。

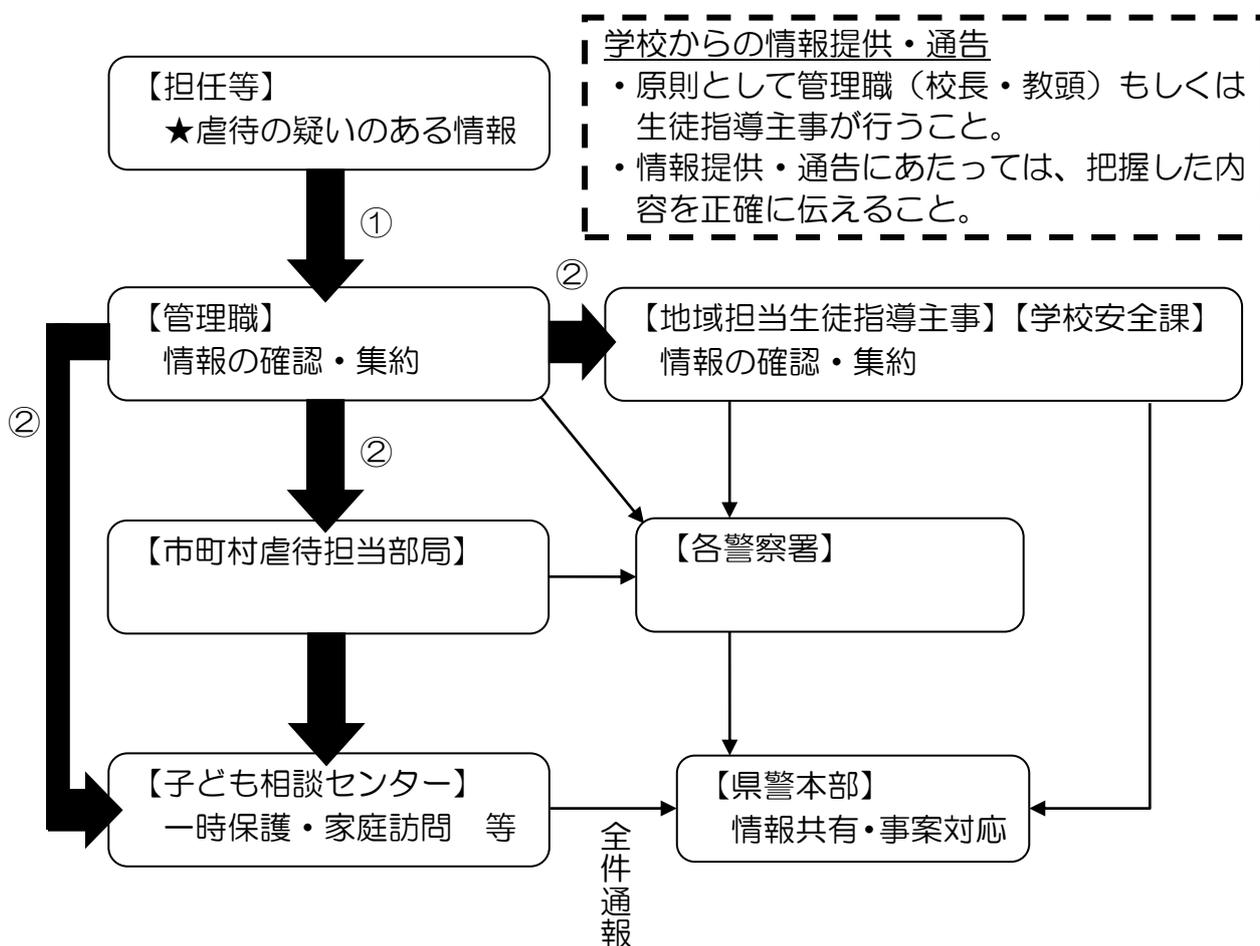
### 3 児童虐待の発見と対応

#### ■児童虐待対応フロー図（高・特用）■

○虐待の疑いがある場合には次のように対応する。

- ① 学校の職員等が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、**直ちに管理職**（校長・教頭）へ**報告**
- ② 管理職は、**地域担当生徒指導主事及び生徒が居住する市町村虐待担当部局**に把握した事実を**報告**

※不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる児童生徒等から虐待について証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、市町村虐待担当部局だけでなく直ちに児童生徒が居住する市町村を管轄する子ども相談センターに通告する。



○各学校における情報の取扱いについて

児童虐待の疑いがある事案において、保護者から情報提供の依頼があった場合には、児童生徒からの虐待の申し出等にかかる**情報**（アンケート・相談記録等）を**保護者に提供しない**こととし、子ども相談センターと連携しながら慎重に対応すること。

(別紙) 虐待リスクのチェックリスト

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		様子や状況例	
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
		過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげようとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。	
		ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。	
		大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。	
		不自然に子どもが保護者と密着している。	
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。	
		繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。		
	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。		
身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。		
	季節にそぐわない服装をしている。		
	衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。		
食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。		
	極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。		
登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。		
	きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。		
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
		きょうだいとの差別	きょうだいに対する差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
		心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
	家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
		住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。	
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)	
	きょうだい着しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。	
妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産		
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産		
【その他 気になること、心配なこと】			

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

## 学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合 の子ども相談センターへの通告判断基準

### 児童虐待の発見と対応

#### 【緊急性が高い場合】

※以下の項目に当てはまる場合は、直ちに子ども相談センター（必要に応じて警察あるいは医療機関）へ通告してください。

虐待の種別	状 況
	<input type="checkbox"/> 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している ・子どもが帰宅を拒否する
身体的虐待	<input type="checkbox"/> 頭部や顔面、腹部に理由の不明確なあざや傷がある <input type="checkbox"/> 慢性的にあざや火傷（たばこや線香、熱湯など）が見られる
心理的虐待	<input type="checkbox"/> 家庭訪問で子どもの声が聞けなかったり面会できなかったりするなど、子どもの存在を確認できない ・家から出さず長時間安全確認できない ・保護者が子どもの登校を禁止する ・理由不明又は連絡のない欠席が7日以上続く（不登校等による欠席で家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院による欠席であって医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。） ・欠席の理由に不自然なところがある <input type="checkbox"/> 子どもに心中や自殺を強要・教唆するまたは保護者自身が心中等を仄めかしている
性的虐待 (注) 子どもの負担軽減のため、被害状況について聞きすぎることがないように注意してください。	<input type="checkbox"/> 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる ・妊娠、性感染症罹患 ・性的行為を強要する ・着衣の上からプライベートゾーンを触る、触らせる、性器を見せる ・性交やアダルトビデオを子どもに見せる、配慮せず鑑賞する
医療ネグレクト	<input type="checkbox"/> 保護者が子どもにとって必要な医療措置をとらない（必要な薬を与えない、高熱の子どもを家に放置している）
身体的虐待・性的虐待・ネグレクト	<input type="checkbox"/> 子どもの身体や健康状態に重大な被害が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）

本基準は、児童虐待防止の手引き「子どもの笑顔を守りたい～児童虐待の早期発見・早期対応のために学校は何をすべきか～」(平成25年5月岐阜県教育委員会通知)の一部(P12)を改正したものととなります。

## 4 保護者への対応

千葉県野田市の事案を踏まえ、この度、通知により徹底されたことです。

### (1) 情報元に関する開示の求めがあった場合

- 学校及び教育委員会は、情報元を明かさない。
- 児童相談所等と連携して対応する。

### (2) 保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合

- 複数の教職員で対応するとともに、教育委員会に連絡し、組織的に対応する。
- 教育委員会と連携して、速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、関係機関と連携して対応する。

### (3) 要保護児童等が7日以上欠席した場合

- 速やかに市町村又は児童相談所に情報を提供すること。
- 要保護児童等とは

要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。

- 要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法により設置が規定された「地域の虐待対応ネットワーク」組織。

地方公共団体は、単独又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならない。【児童福祉法】

※岐阜県では、平成19年4月に全市町村において設置された。

- 「7日以上欠席」とは

要保護児童が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合。

## 参考 本年2月以降の学校安全課長通知

千葉県野田市の事案を踏まえ、本年2月から4月までに発出された学校安全課長通知は以下のとおりです。参考までに掲載します。

### ○平成31年2月15日付け 学安第724号

「児童虐待に関する相談・通告」について（通知）

- ・児童生徒の虐待の疑いを把握した場合の対応について
- ・市町村教育委員会及び学校における情報の取扱いについて
- ・児童虐待対応フロー図
- ・虐待リスクのチェックリスト

### ○平成31年3月6日付け 学安第770号

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について（通知）

- ・要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて
- ・保護者からの要求への対応について
- ・定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について
- ・「児童虐待に関する相談・通告」について

### ○平成31年3月6日付け 学安第771号

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

- ・緊急の対応
- ・情報提供を受けた市町村等の対応について

### ○平成31年3月18日付け 学安第804号

学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合の子ども相談センターへの通告判断基準について（通知）

- ・「学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合の子ども相談センターへの通告判断基準」

### ○平成31年3月20日付け 学安第821号

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について（通知）

- ・児童虐待防止対策の抜本的強化について
- ・「全国の児童生徒の皆さんへ～安心して相談してください～」  
(文部科学大臣メッセージ)

### ○平成31年4月4日付け 学安第7号

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）

- ・関係機関との連携強化及び定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について
- ・要保護児童等に関する情報の取扱い及び保護者からの要求への対応について
- ・児童虐待の通告義務と対応について
- ・児童虐待防止に係る研修の実施